

● 基本的施策の内容 ●



◆ 男女の人権が尊重されるため

◆ 性の尊重と生涯にわたる心身ともに健康な生活を実現するため

基本的施策 1 男女の人権と性を尊重する教育の充実

固定的な性別役割分担意識をなくし、市民一人ひとりが男女共同参画について正しく理解し、人権尊重を基盤とする男女平等意識の形成を促すため、教育・学習の充実を図るとともに、情報発信を行います。

基本的施策 2 女性に対する暴力等の根絶

セクハラ、マタハラ、DVなどの暴力は、重大な人権侵害であり、多くの人に関わる社会的問題であるという認識を広く市民に浸透させる啓発を行うとともに、被害者の支援に取り組みます。

基本的施策 3 男女の生涯にわたる良好な健康づくり支援

すべての人が年齢や性別にかかわらず、生涯を通じ健康に関する課題への理解を深め、責任を持って対応ができるよう、男女の性差に応じた健康づくりを支援します。

◆ 政策・方針決定過程へ多くの女性が参画できるようにするため

基本的施策 4 政策・方針決定過程への女性の参画拡大

政策・方針決定過程への女性の参画を拡大するため、市政における様々な分野において、女性の参画機会の拡大を図るとともに、事業所や各種団体に対し学習機会や研修情報を提供します。

基本的施策 5 社会における女性の活躍推進

今後、社会の活力を維持する上で、女性が多様な価値観や発想を活かして活躍することが不可欠であるため、あらゆる分野で女性が能力を発揮できる環境づくりや仕組みづくりを進めます。

◆ あらゆる分野において男女共同参画を推進するため

基本的施策 6 家庭における男女共同参画の推進

女性中心で担っている家庭内の役割に対し、男性の家事・育児・介護などへの主体的な参画を促すため、職場風土の改革や、働く男性の意識改革を図るための学習機会を提供します。

基本的施策 7 職場における男女共同参画の推進

職場における男女共同参画意識の醸成を図るとともに、個人の能力発揮の機会や公平な待遇が確保されるよう労働環境整備の取り組みを促します。

基本的施策 8 教育の場における男女共同参画の推進

教育・保育の場において、男女平等教育をはじめとする人権教育を行うとともに、教職員や保護者に対しても男女共同参画意識の醸成を図ります。

基本的施策 9 地域における男女共同参画の推進

多様な地域住民が性別・年代にかかわらず、地域活動に参画するための支援として、学習機会の提供や、情報発信を行うほか、男女のニーズを捉えた防災対策を推進します。

◆ 男女のワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）を実現するため

基本的施策 10 ワーク・ライフ・バランス実現のための職場環境づくり

職場におけるワーク・ライフ・バランスの支援制度の普及・利用促進を図るとともに、女性の就労や再就職を支援するほか、男性の働き方の改善を図ります。

基本的施策 11 ワーク・ライフ・バランス実現のための家庭・地域環境づくり

男女が共に家庭生活や地域活動に参画し、仕事と生活の充実を図れるよう学習機会の提供や環境の整備を図ります。

◆ 男女共同参画に関する国際理解と協調を進めるため

基本的施策 12 国際協調に基づく男女共同参画の推進

国際的な動向の把握に努めながら、本市の在住外国人の地域参画や国際交流を促進するとともに、相談体制の充実や日本語学習支援を行います。



第4次沼津市男女共同参画基本計画 概要版

平成28年3月発行
沼津市 企画部 市民協働課
〒410-8601 静岡県沼津市御幸町16-1
TEL 055-934-4807 FAX 055-931-2606
e-mail kyodo@city.numazu.lg.jp

第4次 沼津市男女共同参画基本計画

平成28年度 ＞ 平成32年度
(2016年度 ＞ 2020年度)

概要版



● 男女共同参画社会の実現 ●

すべての人が、その性別にかかわらず、一人一人の人権が尊重され、家庭、職場、学校、地域その他のあらゆる場において、その個性と能力を十分に発揮し、生涯にわたりどのような状況においても、心豊かに生活できる社会の実現は、私たち市民の願いです。

(沼津市男女共同参画推進条例前文から抜粋)

沼津市では6つの基本理念に基づき男女共同参画社会の実現を目指します。

- I 男女の人権の尊重
- II 性の尊重と生涯にわたる心身ともに健康な生活の実現
- III 政策・方針決定過程への女性の参画拡大
- IV あらゆる分野における男女共同参画の推進
- V 男女のワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現
- VI 国際理解と協調

● 計画策定の趣旨 ●

本市では、平成23年度から第3次沼津市男女共同参画基本計画（平成23～27年度）に基づき、男女共同参画社会の実現に向け、様々な施策・事業に取り組んでまいりました。

しかし、「男性は仕事、女性は家事・育児」という性別によって役割を固定する考え方が依然として根付いており、引き続き男女共同参画の推進が必要な状況にあります。

また、平成27年9月に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が施行されたことに伴い、本市においても男女が共に充実した職業生活及び家庭生活を送ることができる社会の実現に向けた取り組みが求められています。

こうした状況から、現状を踏まえた新たな課題に対応しながら、引き続き総合的かつ計画的に施策を推進していくため、第4次沼津市男女共同参画基本計画を策定しました。

● 計画の位置づけ ●

この計画は、男女共同参画社会基本法第14条第3項に規定される市町村男女共同参画計画であり、沼津市男女共同参画推進条例第11条に基づく男女共同参画の推進施策を実施するための計画です。

● 計画期間 ●

平成28年度から平成32年度までの5年間とします。

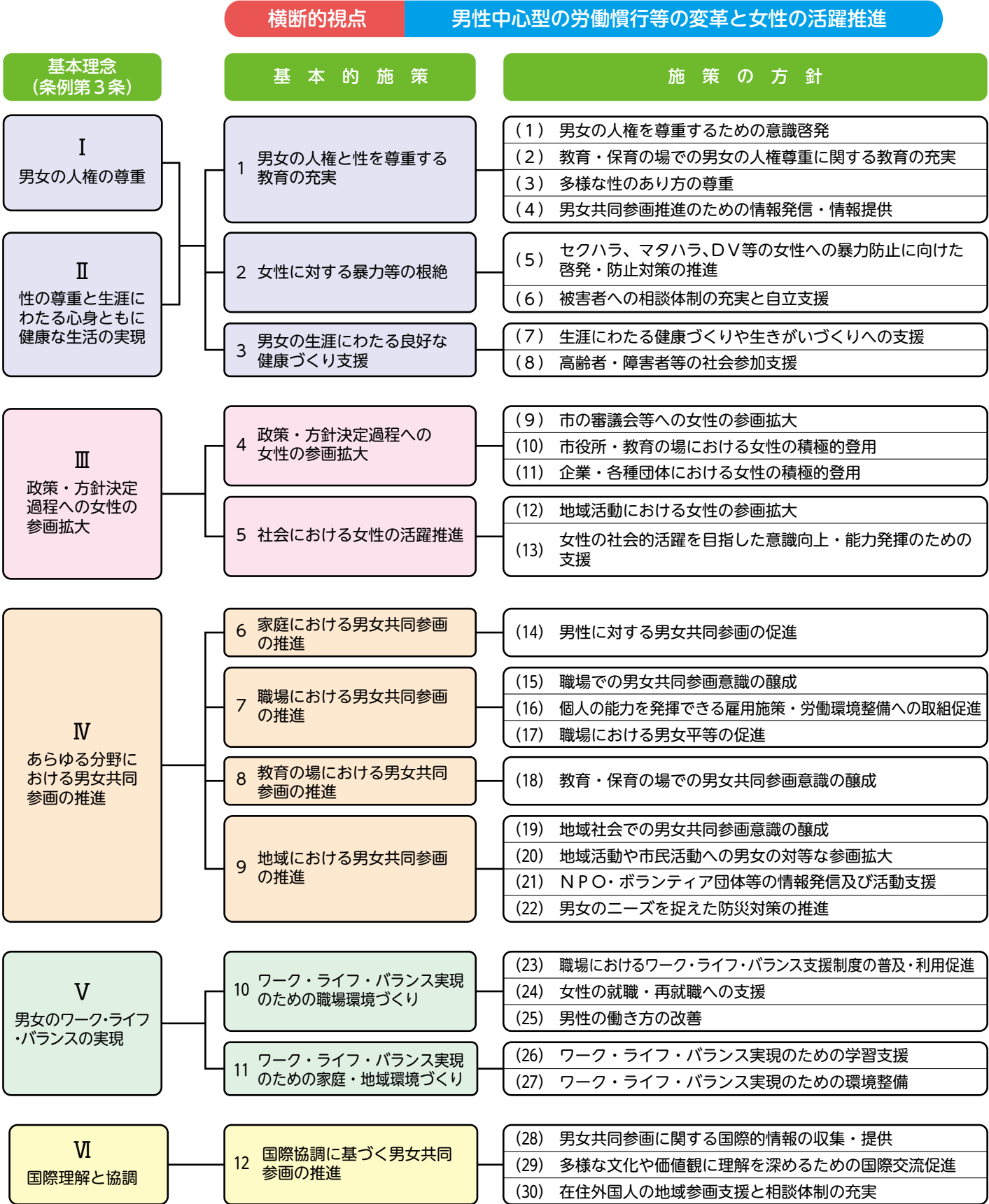
ただし、今後の社会情勢の変化や計画の進捗状況等に応じて必要な見直しを行います。

● 計画の特徴 ●

- 推進施策の拡大
推進施策をこれまでの92施策から114施策に拡大し、あらゆる分野における男女共同参画の推進を図ります。
- 重点取組目標に「家庭」の領域を追加
これまでの重点取組目標である「職場」・「教育」・「地域」の3領域に、「家庭」の領域を新たに追加しました。女性の家事・育児等にかかる負担の軽減を図るとともに、女性の多様な働き方が実現できる社会を目指します。
- 重点取組目標において成果指標と目標値を設定
各領域ごとに取り組みの進捗状況を明確にするため、成果指標と目標値を設定します。



● 計画の体系 ●



重点取組目標	家庭	家庭での家事や育児、介護の役割分担を見直しましょう
	職場	男女ともに働きやすい職場・働き続けられる職場を目指しましょう
	教育	子ども・教職員・保護者みんなで男女共同参画社会の理解を深めましょう
	地域	性別・世代を超えて地域活動に参画しましょう

● 重点取組目標 ●

本計画では「家庭」「職場」「教育」「地域」の4領域を重点取組目標とし、それぞれに成果指標と目標値を設定し施策に取り組みます。

家庭 家庭での家事や育児、介護の役割分担を見直しましょう

家庭においては、家族が互いを尊重し、家族で協力しながら役割を担うという意識の充実が必要です。

そこで、男性の積極的な家庭参画を促すための意識啓発及び学習機会の提供を行い、家庭における男性の男女共同参画意識の醸成を図ります。

〈成果指標〉 男性の家庭参画を促す施策の実施	
平成27年度実績	目標値
1回／年	2回／年

職場 男女ともに働きやすい職場・働き続けられる職場を目指しましょう

職場においては、男女の均等な待遇の確保を図り、働きたい女性やゆとりを持ちたい男性など、それぞれの希望に応じて働くことができる環境の整備が必要です。

そこで、ワーク・ライフ・バランスなどの取り組みに積極的に取り組む事業所を認定し、その状況を広く紹介することにより、事業所における男女共同参画の促進を図ります。

〈成果指標〉 男女共同参画推進事業所の認定（累計）	
平成27年度末時点	目標値
65事業所	90事業所

教育 子ども・教職員・保護者みんなで男女共同参画社会の理解を深めましょう

教育においては、児童・生徒が男女共同参画について正しい知識を持ち、その必要性を認識できるよう、また、教職員や保護者に対しては積極的に意識啓発を進める必要があります。

そこで、児童・生徒へ人権教育や職業講話などを実施し、将来の進路について多様な選択のできる学習機会の充実を図るとともに、教職員や保護者へ啓発セミナーなどを開催し意識改革を図ります。

〈成果指標〉 教職員向けセミナーの開催	
平成27年度実績	目標値
2回／年	2回／年
〈成果指標〉 職業講話の実施	
平成27年度実績	目標値
14校	延べ70校

地域 性別・世代を超えて地域活動に参画しましょう

地域においては、住民の性別・年齢にかかわらず、一人ひとりが地域社会の一員として地域の活動に積極的に参画し、それぞれの能力を十分に発揮し、地域の課題に対応していくことが重要です。

そこで、市内のコミュニティからモデル地区を選び、アドバイザーによる指導の下、地域の課題に男女共同参画の視点で取り組むモデル地区事業を実施し、地域住民の男女共同参画意識の醸成を図ります。

〈成果指標〉 男女共同参画推進モデル地区の実施（累計）	
平成27年度末時点	目標値
4地区	9地区